

1. 件名：大型廃棄物保管庫の建屋の耐震評価の考え方についての面談
2. 日時：令和4年6月9日（木）10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
新井安全審査官、高木係長、高木技術参与
地震・津波審査部門
江崎企画調査官
千明主任安全審査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当14名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、令和3年2月13日に福島県沖で発生した地震を踏まえて、現在耐震評価及び設計を見直し中の大型廃棄物保管庫について、以下のとおり説明があった。
 - 大型廃棄物保管庫の耐震評価の考え方について
 - ✓ 大型廃棄物保管庫が喪失した場合の設備及び構成部位毎の安全機能、耐震クラスを設定し、吸着塔本体はSクラスとなることから、廃炉活動への影響、上位クラスへの波及的影響、供用期間、設計の進捗状況、内包する液体の放射エネルギー等を考慮した上で、施設等の特徴に応じた地震動の設定及び必要な対策（耐震性の確保の代替策等）を検討している。
 - ✓ 検討の結果、建屋、クレーン、使用済吸着塔架台は、Ss900で使用済吸着塔に波及的影響を与えない設計とする。建屋の遮蔽機能については、遮蔽機能を期待しない条件で線量評価を実施したとしても、公衆被ばく線量は、 $50\mu\text{Sv}$ から 5mSv の範囲となる。したがって、長期間使用する設備であることも含めて総合的に勘案して、建屋、架台等の耐震クラスはB+クラスとし、且つ Ss900 にて吸着塔本体に対しては波及的影響を与えない設計としている。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 引き続き、大型廃棄物保管庫を構成する構築物の部位、系統及び機器ごとに、本来期待する役割（機能）と耐震クラスを網羅的に区分・整理したうえで、「令和3年度第30回原子力規制委員会1Fの耐震設計における耐震クラス分類と地震動の適用の考え方」を踏まえ、設計に適用する地震動を設定するまでのプロセスについて再度整理して詳細を説明すること。

6. その他

資料：大型廃棄物保管庫に係る実施計画の変更について（大型廃棄物保管庫の耐震評価の考え方）

以上